

経 営 安 定 資 金

原 油 ・ 原 材 料 等 価 格 高 騰 対 策 枠

コロナ禍において円安の進行やウクライナ情勢の悪化等に伴う原油・原材料等の価格高騰の影響を受け、経営に支障をきたしている中小企業者の皆様への資金繰りを支援します。

対 象 者	<p>次の要件を満たす中小企業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内において1年以上事業を営んでいる ・ 製品等に係る売上原価のうち主な原油・原材料等（中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による市町村長の認定を受ける場合は、売上原価の20%以上を占める※³原油又は石油製品に限る。）の最近1か月間の仕入単価が前年同期と比較して20%以上上昇している※¹にもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引き上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油・原材料等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油・原材料等の仕入価格の割合を上回っている※²（金融機関の確認が必要） <p>※1 要件1 $(\text{最近1か月の平均仕入単価} / \text{前年同期の平均仕入単価}) \times 100 - 100 \geq 20\%$</p> <p>※2 要件2 $\frac{\text{最近3か月間の原材料等の仕入価格}}{\text{最近3か月間の売上高}} - \frac{\text{前年同期の原材料等の仕入価格}}{\text{前年同期の売上高}} > 0$</p> <p>※3 SN5要件 $(\text{売上原価に対応する原材料等仕入価格} / \text{最新の売上原価}) \times 100 \geq 20\%$</p>
融 資 限 度 額	40百万円
資 金 使 途	運転及び設備資金
貸 付 期 間	10年以内（据置2年以内）
金 利	年1.35%
保 証 料 率	<p>通常 年0.35%～1.40%</p> <p>売上高等が前年等同期に比べて減少している場合 年0.20%～1.15%</p> <p>セーフティネット保証5号ロ※⁴ 認定を受けた場合 年0.56%</p>
保 証 人	取扱金融機関の定めによる

※4 セーフティネット保証5号ロ 全国的に業況の悪化している業種に属する方

指定業種に属する事業を行っており、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引き上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っているもの。

- 申込みは、県内の取扱金融機関又は県信用保証協会へ
- 制度の内容などは、次の機関へ御照会ください

秋田県産業政策課 団体・金融班 TEL 018-860-2215

秋田県信用保証協会 本所 TEL 018-863-9011

